

# 令和5年第1回三笠市議会定例会

令和5年3月9日（第1日目）

---

## ○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
  - 2 会議録署名議員の指名
    - 9番 儀 惣 淳 一 氏
    - 10番 谷 津 邦 夫 氏
  - 3 会期の決定
    - 令和5年3月 9日
    - 令和5年3月16日8日間
  - 4 諸般報告
    - (1) 議会事務報告
    - (2) 教育委員会審議事項報告
    - (3) 一般行政報告
  - 5 議 事
  - 6 散会宣告
- 

## ○議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について                                      |
| 日程第 2 | 会期の決定について   |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告）                 |
| 日程第 4 | 令和4年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号） |
| 日程第 5 | 報告第1号及び報告第2号について                                    |
| 日程第 6 | 報告第3号及び報告第4号について                                    |
| 日程第 7 | 議案第1号から議案第14号までについて                                 |
| 日程第 8 | 議案第15号及び議案第16号について                                  |
| 日程第 9 | 議案第17号から議案第23号までについて                                |
| 日程第10 | 一般質問  |
| 日程第11 | 議案第1号から議案第23号までについて（特別委員会付託）                        |
- 

## ○出席議員（10名）

議 長 8番 武 田 悌 一 氏 副議長 7番 谷 内 純 哉 氏

1番 赤川征視氏

3番 折笠弘忠氏

5番 畠山幸氏

9番 儀惣淳一氏

2番 浅尾三吉氏

4番 只野勝利氏

6番 澤田益治氏

10番 谷津邦夫氏

---

○欠席議員(0名)

---

○説明員

市長	西城賢策氏	副市長	右田敏氏
総務福祉部長兼 総務福祉部参事兼 危機管理室長事務取扱	小田弘幸氏	総務課長	渡辺俊文氏
福祉事務所長	花井志夫氏	保健福祉課長兼 子育て世代包括支援センター長兼 地域包括支援センター長兼 地域包括支援係長事務取扱	成田正文氏
企画財政部長	三好智幸氏	企画調整課長	萬年剛至氏
税務財政課長	坂保徳氏	産業政策推進部長	中原保氏
建設部長	松本裕樹氏	教育長	高森裕司氏
教育次長兼 学校教育課長兼 高校生レストラン統括室長	阿部文靖氏	病院事務局長	高田進氏
消防長	田川善幸氏		

---

○出席事務局職員

議会事務局長 柳谷忍氏 議会係長 青山初美氏

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関から撮影の申出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時00分

---

### ◎開 会 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和5年第1回三笠市議会定例会を開会します。

---

### ◎開 議 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、9番儀惣議員及び10番谷津議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会 期 の 決 定

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月16日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、8日間と決定しました。

---

### ◎日程第3 諸 般 報 告

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてであります。初めに、1月30日、31日の2日間で特別交付税に関する要望行動として、そこに記載してありますとおり、道内選出国會議員、総務副大臣、自治財政局長、官房審議官等に要望してまいりました。例年同様、本市が今まで取り組んできました行財政改革のほか、道路除排雪費の対策、市立病院の経営対策等々について説明し、要請並びに支援に対する御理解をお願いしてきたところでございます。

今年の雪の状況については、降雪量は例年よりも少ないが、寒い日が続いており、気温が低く積雪量が多いため、厳しい財政状況の中でも市民生活を維持するために除排雪事業を進めていかなければならないこと、また、市立病院についても今後も経営改善に取り組みながら地域医療を守っていく必要があること等をお話しし、今年度も特別交付税への御配慮をお願いしてきたところでございます。

自治財政局長からは、三笠市は地形的なこともあり、雪で大変なことは理解しており、除雪費用については、当方でも降雪、積雪を今後も注視したいとの言葉がありました。また、三笠市は、高校生レストランや地下ガス化など、特色あるまちづくりに努力していることは夢のあることであり、これからも頑張りたいとお話を受けてきたところでございます。

また、道内選出国會議員にも総務省と同様の説明をさせていただくとともに、本市におけるデジタル化を推進するため、国への働きかけをお願いしてきたところでございます。

最後に、報告第2号の市工事についてであります。栄町団地改良住宅除却工事(その2)ほか1件につきまして、そこに記載してありますとおり入札を行い、それぞれ工期内に工事が完了しているところでございます。

また、本報告をもちまして、今年度議決いただきました工事案件等につきましては、全て終えましたことを併せて御報告申し上げます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長(武田悌一氏) これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 次に、報告第2号建設部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

---

◎日程第4 令和4年度定期監査及び財政援助団体等に対する  
監査並びに例月出納検査の実施結果報告について  
(監報第1号)

---

◎議長(武田悌一氏) 日程の4 監報第1号令和4年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、監報第1号令和4年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

---

◎日程第5 報告第1号及び報告第2号について

---

◎議長(武田悌一氏) 日程の5 報告第1号及び報告第2号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号及び報告第2号については、報告済みとします。

---

◎日程第6 報告第3号及び報告第4号について

---

◎議長(武田悌一氏) 日程の6 報告第3号及び報告第4号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第3号及び報告第4号について、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第3号令和4年度三笠市一般会計補正予算(第8回)の専決処分についてですが、今回の専決処分については、既定予算額128億8,190万4,000円に9億4,685万円を追加し、予算の総額を138億2,875万4,000円としたものであります。

内容については、出産・子育て応援給付金の給付及びこころのふるさと基金寄附金の増加に伴う寄附者への返礼品等の関連経費の増額をしたものであり、諸般の事情から1月13日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第4号令和4年度三笠市一般会計補正予算(第9回)の専決処分についてですが、今回の専決処分については、既定予算額138億2,875万4,000円に1億2,000万円を追加し、予算の総額を139億4,875万4,000円としたものであります。

内容については、道路除雪に要する経費を措置したものであり、諸般の事情から1月27日に専決処分を行ったものであります。

いずれも本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告第3号及び報告第4号について一括して報告といたしますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) これより、報告第3号及び報告第4号について、一括して質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

報告第3号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第3号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

報告第3号令和4年度三笠市一般会計補正予算(第8回)の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第4号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第4号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

報告第4号令和4年度三笠市一般会計補正予算(第9回)の専決処分については、承認することに決定しました。

---

### ◎日程第7 議案第1号から議案第14号までについて

---

◎議長(武田悌一氏) 日程の7 議案第1号から議案第14号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第1号から議案第14号について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第1号三笠市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてですが、本条例の制定は、個人情報の保護に関する法律で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定するものであります。

制定の内容は、開示請求に係る手数料や開示決定の期限のほか、必要な事項を定めるものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

次に、議案第2号三笠市職員降給条例の制定についてですが、本条例の制定は、地方公務員法等の一部改正に伴い、定年の引上げ及び管理監督職勤務上限年齢制などを導入するに当たり、降給に関する規定を整備するものであります。

制定の内容は、降給の種類及び事由を規定するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

次に、議案第3号三笠市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてですが、基金の設置目的である公用等に使用する土地の先行取得の見込みがないため、本条例を廃止するものであります。

施行期日は、令和5年3月31日であります。

次に、議案第4号三笠市芸術文化交流施設設置条例を廃止する条例の制定についてですが、本市の文化芸術を発信する新たな拠点として令和2年4月に三笠市文化芸術振興促進施設 c i e l (シエル)が開館されたこと及び三笠市芸術文化交流施設(モ

ダンアート)の建物の老朽化を踏まえ、文化芸術活動の拠点が移転したことから本条例を廃止するものであります。

施行期日は、令和5年6月30日であります。

次に、議案第5号三笠市職員定年等条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げる等の規定を整備するため、関係条例について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、職員の定年を段階的に引き上げ、65歳を定年とするほか、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入し、管理監督職に就くことができる年齢を60歳までとするものであります。

また、60歳に達した日後の最初の4月1日以後は、60歳時点の給料月額の7割水準とするものであります。

そのほか、関係条例の整備として、条例の一部改正を8件、廃止の条例を1件、提案するものであります。

施行期日は、対象者への事前の情報提供・意思確認制度の規定については公布の日、そのほかの規定については令和5年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市立博物館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、博物館法の一部を改正する法律の公布に伴い、引用条項の規定等を整理するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、公立博物館としての設置根拠の引用条項を改めるものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

次に、議案第7号三笠市保育所設置条例及び三笠市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、当該基準等に準じて必要な改正を行うものであります。

改正内容は、子ども・子育て支援法について所要の規定の整備が行われたことから、引用条項の整理を行うものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

次に、議案第8号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、当該基準を参酌し、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するとともに、引用条項の整理を行うものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

次に、議案第9号三笠市家庭的保育事業等の設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準が一部改正されたことから、当該基準を参酌し、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、感染症等の予防のための定期的な研修の実施に係る努力義務を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことから、この基準を参酌し、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、安全計画の策定等の規定を新設するほか、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

次に、議案第11号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、健康保険法施行令等の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、出産育児一時金支給額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げ、国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

次に、議案第12号三笠市高齢者、障害者等の移動等円滑化のための道路構造の基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、自転車歩行者専用道路など規定の対象となる道路を追加するとともに、立体横断施設並びに旅客特定車両停留施設に係る構造基準を新たに定めるものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

次に、議案第13号三笠市道路の構造等の技術的基準等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、道路構造令が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、道路の安全と効果的な利用のため、自転車通行帯の構造基準及び歩行者利便増進道路の構造基準を新たに定めるものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

次に、議案第14号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、市営住宅の除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、榊町団地及び栄町団地の除却に伴う規定の整理を行うものであります。施行期日は、令和5年4月1日であります。

以上、議案第1号から議案第14号まで、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第1号から議案第14号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

### ◎日程第8 議案第15号及び議案第16号について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 議案第15号及び議案第16号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第15号及び議案第16号について、一括提案説明申し上げます。

最初に、議案第15号令和4年度三笠市一般会計補正予算（第10回）についてであります。今回の補正は、既定予算額139億4,875万4,000円に3億7,573万9,000円を追加し、予算の総額を143億2,449万3,000円とするものであります。

まず、歳出であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加及び整理のほか、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種事業、市立病院の資金不足に対する補助金など、総務費から教育費まで7款において必要な措置をするものであります。

一方、歳入については、地方交付税の追加や臨時交付金事業に係る財源の整理のほか、過疎債ソフト事業分の財源更正などを予算整理し、一般財源については、財政調整基金繰入金などを計上するものであります。

次に、議案第16号令和4年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第5回）についてであります。今回の補正は、事業費及び経常費において予算整理を行うとともに、資金不足額が発生しないよう一般会計繰入金の追加を行うものであります。

まず、収益的収入については、医業収益において各種の予防ワクチン接種者が見込みを下回っていることによる影響分など減額するとともに、医業外収益において緊急包括支援交付金などを増額するほか、特別利益において一般会計補助金を増額し、収益的支

出については、医業費用において、「新型コロナウイルス感染症」の治療薬が保険適用となったことから材料費を増額するとともに、給与費及び経費などを整理するものであります。

次に、資本的支出については、建設改良費を入札結果に基づいて整理するほか、看護師修学資金貸付金を整理するとともに、資本的収入については、建設改良費の整理に基づき企業債を減額するものであります。

以上、議案第15号及び議案第16号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第15号及び議案第16号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

#### ◎日程第9 議案第17号から議案第23号までについて

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の9 議案第17号から議案第23号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第17号から議案第23号まで、一括して提案説明申し上げます。

まず、国の令和5年度地方財政対策において、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、地方が行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源の総額については令和4年度と同水準で確保されました。

しかしながら、本市の財政は地方交付税等に大きく依存し、その動向に左右されやすい構造であることから、国等の対策や社会情勢の動向に対応しつつ、健全な財政運営を意識し、限られた財源の中で子育て支援や高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、第9次総合計画の都市像である「日本一安心して誰もが暮らし続けたい自然豊かな元気田園産業都市」を目標に予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第17号令和5年度三笠市一般会計予算についてであります。経常的歳出予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、必要経費の見直しを図りながら、将来に向けた財源の適正な管理を目的とした基金への積立てのほか、重点

的・効率的な予算編成としたものであります。

一方、政策的予算では、第9次総合計画に基づき、地域特性を生かした経済・産業活性化、本市への人口流入の促進、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境や安全で安心して生き生きと暮らせる環境づくりを推進するため、継続事業など4月から対策を講ずるべき事業について厳選して予算措置を行うものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず、諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地方財政計画などに基づき積算し、歳出関連の国庫支出金等の特定財源については、現段階で見込めるものについて全て計上するものであります。

債務負担行為については、車両の購入費などについて措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は108億7,037万8,000円となり、前年度予算額と比較しまして5億7,619万2,000円、率にして5.6%の増となるものであります。

次に、議案第18号令和5年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度に係る本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び共通経費負担分を計上するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として、低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分等の費用を計上するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億8,845万6,000円となり、前年度予算額と比較しまして、比率としては現れませんが、8,000円の減となるものであります。

次に、議案第19号令和5年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。北海道の予算編成における留意事項を考慮し、本市の国民健康保険財政運営が健全に運営されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、給付実績ベースで算定し、計上するものであります。

国民健康保険事業費納付金は、北海道の試算額に基づき計上するほか、保健事業費については、特定健康診査の受診料を無償化するほか、特定健診の未受診者対策事業、人間ドック利用者への助成及び各種検診、予防接種費用の助成、生活習慣病予防水中運動教室の実施に要する経費を計上するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、国民健康保険事業費納付金の財源確保が可能な見込みから、現行の料率は据え置くものとしておりますが、限度額につい

ては、国の基準額引上げに伴い2万円を引き上げ、104万円とするものであります。

また、道支出金は、保険給付費実績に基づき算定し、一般会計繰入金など歳出関連で見込まれる全ての収入を計上するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は11億5,607万1,000円となり、前年度予算額と比較しまして729万1,000円、率にして0.6%の減となるものであります。

次に、議案第20号令和5年度三笠市介護保険特別会計予算についてであります。第8期介護保険事業計画を基本に令和4年度の決算見込額を考慮し、事業などについて必要な見直しを行い、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、令和4年度の決算見込額を基に計上するものであります。

地域支援事業費については、水中運動教室や元気アップ教室のほか、認知症初期集中支援事業などを継続して実施するものであります。

一方、歳入予算であります。まず、介護保険料については、保険給付費や介護給付費準備基金の取崩しによる繰入金等を考慮し、計上するものであります。

また、支払基金交付金、国、北海道、市の負担額については、保険給付費に対する負担割合に応じて措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計の予算総額は14億7,493万8,000円となり、前年度当初予算と比較しまして3,313万3,000円、率にして2.3%の増となるものであります。

次に、議案第21号令和5年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全で良質な水を安定的に供給するため、施設の適正な管理を基本に予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入については、実績に基づく推計使用水量により給水収益を見込み、総額3億9,191万2,000円を計上するものであります。

また、支出については、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として、総額4億822万1,000円を計上するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。支出については、補助制度及び老朽度により送水管と配水管の改良のほか、引き続き、メーター器の取替えを行い、まちづくりの方向性を踏まえた水道施設の再構築を行うため、水道事業の基本計画見直しに係る費用を含む3億25万6,000円を計上するものであります。

一方、収入については、企業債など総額1億8,005万6,000円を計上するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は7億847万7,000円となり、前年度予算額と比較しまして753万7,000円、率にして1.1%の減となるものであります。

次に、議案第22号令和5年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。快適な生活環境を確保するための基盤整備と施設の適正な管理を基本に、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入については、水道事業会計と同じ方法による推計使用水量により下水道使用料を見込み、総額5億7,151万2,000円を計上するものであります。

一方、支出については、下水道施設の維持管理に必要な経費として、総額5億6,403万2,000円を計上するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。支出については、三笠市公共下水道事業ストックマネジメント計画制度の補助を活用した三笠浄化センター更新工事及び計画の実施設計委託費と浸水対策に伴う雨水管の整備であり、企業債償還金等を含む5億7,248万3,000円を計上するものであります。

一方、収入については、企業債など総額3億1,198万円を計上するものであります。

以上により、下水道事業会計支出予算の総額は11億3,651万5,000円となり、前年度予算額と比較しまして1億5,210万4,000円、率にして15.5%の増となるものであります。

最後に、議案第23号令和5年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、本市における基幹病院として、必要な人材の確保に努め、適正な病院機能を維持することにより、安心して医療を受けることができる環境づくりを進めるとともに、建て替えを前提とした基本構想等についても引き続き取り組むものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入については、1日平均入院患者数を66.0人、1日平均外来患者数を182.6人と設定し、入院、外来収益などを見込み、総額17億380万6,000円を計上するものであります。

一方、支出については、必要経費として総額21億8,398万9,000円を計上するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。支出については、医療サービスの充実や老朽化への対応を図るため、医療用機械器具7品目の購入のほか、修学資金貸付金など総額1億5,086万3,000円を計上するものであります。

一方、収入については、企業債など総額1億2,770万5,000円を計上するものであります。

以上により、市立三笠総合病院事業会計支出予算の総額は23億3,485万2,000円となり、前年度予算額と比較しまして412万5,000円、率にして0.2%の減となるものであります。

以上、議案第17号から議案第23号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第17号から議案第23号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

## ◎日程第10 一般質問

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の10 一般質問を行います。

一般質問については、浅尾議員からの通告がありますので、質問を許可します。

2番浅尾議員、登壇願います。

（2番浅尾三吉氏 登壇）

◎2番（浅尾三吉氏） 令和5年第1回定例会一般質問の通告に従いまして、子ども・子育てについてお聞きします。

子ども・子育てについて、国では、本年4月1日に「こども家庭庁」を設置し、こども基本法を執行します。目的は、こども政策の司令塔としてこども家庭庁を設置し、子供に対する施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくためのものです。

こども施策とは、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて、切れ目なく行われる子供の健やかな成長に対する支援であります。国でも、令和4年内に出産・子育て応援交付金10万円相当の支給もしたり、出産一時金がこの4月から8万円上がって50万円になったりしています。

三笠市でも、本第1回定例会で示された予算編成の基本的な考え方の中に、子育て支援などに重点を置いて編成を行ったとあります。そこで、三笠市の子育ての関連事業の概要についてお聞きします。

最初に、乳幼児から就学児までの事業の内容についてお聞きします。

次に、三葉保育所、認定こども園の令和5年度の募集の状況についてお聞きします。

次に、学童保育事業について、令和4年度の利用状況と定員の考え方についてお聞きします。

次に、学校教育についてであります。

コロナ禍がかなり落ち着き、5月にはインフルエンザと同じ5類に移行します。マスク着用も、3月13日からは原則として個人の判断に委ねると決まりました。マスク姿

を除いて、ほぼコロナ禍前の状況に戻りつつありますが、この間の児童生徒への新型コロナウイルス感染症の影響について伺います。

令和4年度の学力への影響はどうであったのか、また、不登校の児童生徒の現在の状況はどうかをお聞きいたします。

また、マスク緩和への対応についても、これほど長い期間にマスクに慣れた児童生徒にどのように対応、指導していくのかをお聞きします。

以上、よろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに子ども・子育てについて答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） それでは、私のほうから、子育て関連事業の概要についてということで、乳幼児から就学児前までの事業の内容について答弁をさせていただきます。

子育て関連事業に係る乳幼児から就学児前までの支援事業としましては、助成事業として、ゼロ歳児を対象とした紙おむつ購入費用助成事業や保育所や認定こども園に通う児童を対象にしました保育所使用料・副食費助成事業及び認定こども園副食費助成事業、18歳以下の児童を対象にしました子どもの医療費助成事業及びインフルエンザ予防接種費助成事業等を実施しております。

また、子育てをする中で利用できる施設といたしましては、保育所や児童館、認定こども園があります。保育所及び認定こども園の保育部では、7か月から就学前までの児童で保護者が就業等で保育できない場合等に利用することができ、認定こども園の幼稚部では3歳から就学前までの児童で保護者が入園を希望する場合に利用することができます。

そのほかの児童館におきましては、あかちゃんひろばとして月に1回、1歳未満の児童と保護者が一緒に遊びながら触れ合える場を提供しており、また、子育てに関わる相談の場として利用できるほか、保護者が所用により7か月から就学前の児童を一時的に預けたい場合、保育ママ紹介事業といたしまして、登録されている子育て経験のある保育ママを紹介する事業も実施しております。

なお、保育所、認定こども園においても、2歳から就学前の児童を保護者が所用により一時的に保育ができない場合、一時保育として受け入れる事業を実施しております。

また、子育て支援拠点事業といたしまして、岡山にある道営住宅の集会所を活用し、毎週火、木、金曜日の10時から15時まで実施をしております、おおむね3歳未満の児童と保護者が子供と一緒に遊びながら保護者同士の交流や子育て相談の場として利用できます。

続きまして、保育所、認定こども園の入園状況についてということで、令和5年度に向けて募集状況についてですけれども、最初に保育所及び認定こども園の保育部の入所基準等について説明をいたします。

保育所等は、保護者が就労等の事由によりまして家庭で必要な保育ができない場合に保護者に代わって保育を行う児童福祉施設で、対象児童は7か月前から就学前までとなっており、市内には保育所が1か所で定員45名、認定こども園の保育部が1か所で定員90名、合計135名となっております。保育料につきましては、世帯の住民税課税額によりまして算定するため、生計の状況により異なりますが、本市においては先ほどの事業の中で説明をいたしました保育所使用料・副食費助成事業によりまして、保育料は一度納めていただきますが、後ほど商品券を交付いたしますので、実質無料となっている状況でございます。

令和5年度の入園状況でございますが、今現在、認定こども園の保育部が定員90名に対しまして95名、保育所定員が45名に対しまして31名となっております。認定こども園の入園者数が定員を5名超えておりますが、国が定める基準によりまして、保育士の配置基準、それと施設の面積基準を満たしている場合については、定員の最大2割増しまでを受け入れることは可能とされております。

それとあと、保育士の配置基準といたしましては、ゼロ歳児は児童3名に対し保育士1名、1から2歳児については児童6名に対しまして保育士が1名、3歳児は児童20名に対し保育士1名、4から5歳児は児童30名に対し保育士1名となっております。

現在、令和5年度に入園を希望された方につきましては、全員受け入れることができているという状況でございます。

なお、先ほど認定こども園が基準を満たせば最大2割増しまで受入れ可能という話をいたしました但、現実といたしましては、まつばの杜の場合、施設の面積基準が2割増しまでは受入れができる施設規模にはなっていないと、これは保育士が確保できていたとしても、最大で定員の1割弱の増まで、人数にすれば100名弱の受入れしかできないという状況になってございます。

続きまして、学童保育事業についてでございますけれども、令和4年度の利用状況と定員の考え方についてということで、まず最初に放課後児童クラブ、学童保育事業ということでいけば放課後児童クラブという形で言うのですけれども、利用基準等について説明させていただきますと、放課後児童クラブは、保護者が就労等の事由によりまして放課後に家庭で必要な保育ができない場合に、国の制度に準じまして、児童の安全を確保し、生活の場を提供する事業でございます。対象児童は小学生で低学年を優先することとなっておりますが、市内には2年生以上を受け入れる児童館と1年生を受け入れる三笠小学校内の保育室と計2か所で定員80名となっております。利用料につきましては月額3,000円となっております、別途おやつ代としまして月額1,000円を実費徴収しております。

令和4年度の利用状況ですけれども、定員80名に対しまして、令和4年4月1日現在で登録児童が62名となっております、令和5年2月1日現在では60名となっている状況です。放課後児童クラブに関しましては、定員に対して少し余裕がある状況と

なっております。令和5年度については、現在、利用者募集を行っておりまして、保育所等を利用している方や現在利用している方には文書でお知らせし、それ以外の方にも広報みかき3月号に掲載して募集を行っているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 子育ての関連事業についてお聞きしましたが、現在、三笠市の子育てに関しては、大変私は進んでいるなと思っております。それで、例えば今おっしゃられた紙おむつを皆さんに配布するということについても、今回、子育ての事業を大きく進めていこうという、国を先取りした、そんなような政策はかなり前からもう三笠でやっておりまして、コマーシャルも含めて大変私は評判がいいと思っております。私に何人か相談された方も含めて、そういう三笠の子育てに関する評判というのは大変よくて、来た方ですので、その評価は保ちつつも若干いろんなことでまた相談があってこの質問となったわけですけれども、今答えた子育ての中で、今回、産後ケア事業に当たるものというものはあるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 以前からもお話をさせていただいておりますけれども、相談等々については、産後ケア事業という形の中で相談体制はしているつもりでございます。ただ、居宅訪問型と通所型、それと短期入所型の3種類の事業があるということで以前からお話をさせていただいておりますけれども、今回のこの事業については、今現在はまだないという状況でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） これは再三私も前々からお話ししているのですが、産後ケア事業、つまり産後と切れ目があるところに手をちょっと入れてほしいなということで、今答えてくださったように相談という関係についてはもうきちっとやっておられると思いますけれども、それに対応できるよう予想して産後ケア事業というのを充実させていくべきではないかと思っております。今回はまだ骨格予算ということだったので、ぜひ産後ケア事業を具体的に、今お聞きしましたけれども、保育ママ事業というのもやられておりますので、これが一番母親とか家族にとっては、じいちゃん、ばあちゃんがないところが今現在多いですので、何かあった場合に気楽に預けられる場所というのが大変ニーズが高いというか、私も今回この定員のことを聞いたのも、保育所に預けたいのだけれども、そこまでもいかなくても、またちょっとの間という、そういう場合の相談が多いですので、それを充実させていただければなと思っています。それをなおかつ皆さんが知るような形でやってもらえればなと思っていますけれども、こういう方向では何か考えておりますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） まず、産後ケア事業ですけれども、いろいろとこの間

からお話をさせていただいているように、御存じかとは思いますが、産後ケアの内容的には乳房ケアですとか、育児の具体的な指導ですとか、そういった専門的なケアを行うことがございまして、原則助産師を中心にした実施体制ということで、国のガイドラインを含めて求められているという状況で、本市におきましても、当該事業、これ、居宅訪問型、通所型、短期入所型という形で3種類実行を実証していきたいという考え方はございまして、ただ1つ言えるのが、やっぱり助産師を確保することが大前提となっておりまして、各近隣ですとか、そういった受託可能なところをいろいろ探させていただいてはいる状況ですけれども、今現在検討中だということと、それと今、助産師の場合、どうしてもあちこち人手不足という状況もあるのですけれども、やはり安定的に私どもとしても事業を実施できるように、それと本市の子育て支援の充実を図るため先月2月から助産師の職員募集を開始したところで、まだ募集はございませんけれども、いずれにしても人員確保できれば事業実施することを含めて、今現在、研究している段階になっております。

あと、保育ママ紹介事業の中では、やはり何か困ったことがあれば、まず市のほうに御相談をいただきたく、そういった御紹介をいただいて、事象によって解決できる問題等々もございまして、できないこともちょっとあるかも分かりませんが、とにかく御相談をしていただければ解決策を見つけていきたいなというふうに思っております。

それとあと、どうやって知らせているのかは、保健師が新生児の家庭訪問を行う際に、子育てに関わる支援の説明をしているほか、子育て支援制度ですとか、保育所に関わることにつきましては、毎年広報みかさの1月号に移住・定住、子育て支援制度の内容ですとか、保育所、認定こども園、入所・入園募集として掲載しているほか、児童館等々に関わることにつきましても、これは毎年になりますけれども、広報みかさの3月号に掲載しているということで、それぞれ1ページを使って掲載しておりまして、それとあと、やはり若い方が対象ということもございまして、市ホームページに掲載をしまして、そういった部分で市民周知を図っているところでございまして、今後も各事業につきましても、引き続き周知を図ってきたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 産後ケアという名前がついた場合は助産師とかいろいろ専門家も必要だというものもあるのですけれども、保育ママというのは、私がいろいろ調べてみたところだと、そういう専門家というのも必要なくて、半分ボランティアな形ということで、先日も岸田総理が日本一出生率の高い岡山県の奈義町というところを訪問して視察したというニュースがありましたけれども、この奈義町のホームページを見ると、ほぼ三笠と同じようないろんなことをやっております、ただ、一番目立ったのは、この保育ママに関係するような制度が大変充実しているというか、三笠市でもすぐ取り組めそうな例がたくさんありましたので、ぜひそういうところも実施していければなど

思っています。本当にやっていることは三笠市も負けておりませんので、ただ、受け入れる、ちょっと申し訳ないのだけれども、例えば政策をつくる皆さん方の中に女性がたくさん入っていれば、そういうことまで気がつくのかと思うのですけれども、今、市に相談されたら何かになりますと言うのだけれども、相談するに行くまでの心のエネルギーというのかな、そこが大変産後については、お母さんとか親、エネルギーが必要なので、相談まで行けるなら、そんな何かできないということで、だから、そういう道筋があればなど。本当に仲間というか、奈義町の場合は、本当に気楽にお母さん同士の集いがある、その場所を提供するのが市とか、そういう働きかけは市でお膳立てして何か形づくって、大変まねしてもできるような形なので、ぜひそういうような、ちょっと相談しやすい、また、行きやすい、そんなところが一番この産後ケアには必要なのかなと思っております。ぜひその充実ということで、考えていただければと思っております。

三葉保育所、それから認定こども園については、今お聞きしたら定員を超えて入っているということで、三笠市でも大変喜ばしいことかなと思っております。

なお、保育所については預けられる条件がありましてなかなか、働いているとかということもあるのですけれども、そうでなくても母親が自宅にいた場合でも預けたいときもあるということで、先ほど言った保育ママみたいな事業があればいいなと思っております。この状況というか、こうやって定員を超えて、特に認定こども園の保育部のほうにはたくさん入れたい方がいて、私にも相談されているのですけれども、今はなかなか難しいかと思うのですけれども、定員を増やすというような考え方というのはあるのか、あってもできないのか、ちょっとその辺お聞きしたいのですけれども。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） まず先に、お話がありました保育ママ事業、これにつきましては今現在も私どもやっている事業でございまして、ただ、ここ二、三年、コロナの関係もあったものですから、ちょっと休止していたという状況はございますけれども、今現在そういうことをやっておりますので、ぜひ利用したい方がいれば、市のほうにお話ししていただきたいというふうに思っております。

それとあと、やはりそういった育児支援に関する制度の説明ですとか、例えば相談ですとか、そういった部分でなかなか市役所のほうには来づらいというお話があったのでございますけれども、例えば保健師活動を含めて、妊娠届出ですとか、今度産後ケア事業で8か月の面談時ですとか、4か月健診、6か月健診、あと子育てサロンを各月に開催しているですとか、1歳6か月、3歳児健診とか、そういった等々の機会を含めて私ども保健師を含めて声かけというか、今もやってはいますけれども、今後もそういったこととお話ししていきたいなというふうに思っております。気軽に御相談できる体制をつくっていければなというふうに思っております。

それと、まつばの杜の定員の関係でございますけれども、今現在の施設面積の基準で

そういう形になっている部分があるものですから、やはり民間事業ということもございまして、そこに対する増設ですとか、定員を増やしてほしいということになれば増設しかならないと思うのですけれども、そういったことはちょっと今現在できないのかなというふうに思っております、ただ、これは三笠市の保育行政全体の話になるかも分かりませんが、三葉保育所が、ちょっと遠いという部分があるかも分かりませんが、定員が空いている部分がありまして、やはりそういった部分をまた利用していただきながら、その辺は対応をしていきたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） ひとつ充実のほう、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、学童保育については、夏・冬休みだけでも利用できるのか。通年というふうには書いてあるのですけれども、夏・冬休みだけでも利用したいのだけれどもという声もあつたりして、そのときに通年だからなのか、いっぱいだからなのか、抽選になるよとかと言われたということもあつたりして、その辺の確認をお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） まず、学童保育というか、放課後児童クラブという形なのですけれども、そういった条件というか、保護者が就労等の理由によりまして放課後に家庭で必要な保育ができない場合に利用できることとされておまして、ふだんは問題なく家庭等で保育できている状況であれば、利用条件には合致いたしませんので、利用をお断りするという形になりますけれども、そういった今現在条件が合致している方であれば、一度登録して通年の方もいらっしゃいますし、夏休み、冬休みだけ登録したいということであれば、その条件に合致していれば登録することは可能となっております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 分かりました。その辺は私もちょっと答えやすいかなと。

あと、減免とかはあるのですか。例えば2人とか3人とか同じ家から預けた場合の、ちょっとそれを確認したいのです。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 今現在、利用料が月3,000円とおやつ代が1,000円ということで、先ほどお話しさせていただきましたけれども、今のところ減免、そうしたものはございません。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） そうしたら、日割りもないのですね。例えば、うちは一月のうち10日間しか利用しないとかという、そういう日割りも今のところないということでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 日割りとかもなく、一月単位での料金となっております。

す。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） とにかく今ちょっと確認したこととか、奈義町ではそういうのが全てそろっているということで、ぜひ奈義町のホームページを見ていただくと三笠との比較が、なぜこんなにあるか、それのおかげで出生率が上がったかどうかというのは私は分かりませんが、これは大きなやっぱり原因だと思っております。ぜひ、三笠市も負けずにまねできるところはまねして、細やかなそういう子育ての施策というのにまた力を入れるようお願いしたいなと思っております。よろしくお願ひします。それが一番のお願ひです。

何回も言うようですけれども、とにかく分かってほしいのは、産後から半年の間が微妙に、相談はあるのですけれども、出産後、出産ぎりぎりまでは相談されて心構えもできていただけけれども、いざ生まれた後から本当に1週間とか2週間というのがとんでもなく母親が悩むというか、そういうときだと思ひます。保健師が家庭訪問もしていただけるので、その部分も含めて、こうなるときにはここに行けばいいよというような気軽に行けるようなところというかな、だから、逆に言えば今、申し訳ないけれども、部長から答えを聞いても、これが女性の部長ならちょっと分かるかなという、そういうものなのですね。いや、ごめんなさい。例えば、これが対応する人が女性であれば、今回相談を保健師とかそういう方がやるので、そういう部分でもいいかなと思ひますけれども、だから行く先もそういう方がいて、安心して行けるようなという意味です。

そんなことで、その感覚を分かっていただひて、産後の子育てに関しては特に神経を使ひていただひて何かできることをやひていただひければ、もっと三笠は子育てが、今も自慢しているのですけれども、自慢できるし、そういう少子化ということにもちょっとは歯止めがかかる一つの原因になるかもしれませんので、そのところは一番私も三笠市民として望んでるところです。ここに力を入れて全く外れはないかなと思ひますので、ぜひいいところを、奈義町のホームページを担当者に見せてあげて、できるところを進めてもらひたいなと思ひます。何かありますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 出産後のケアにつきましては、そういったケアができる体制をやひていきたいなと、今でもやひているつもりですけれども、ますます充実していければなというふうと思ひますし、ただ、学童保育の利用料については、例えば管内の比較になってしまうのですけれども、高いところでは月8,200円とか、そういったような状況等々もござひまして、決してうちが高いということではないのかなというふう認識はしてるところなのですけれども、それとやはり移住・定住施策、子育て施策につきましては、うちのまちとしては、ほかのまちと比べたら、奈義町さんとはちょっと分かりませんが、ほかのまちと比べたら十分取組を私たちは行ひてきているという状況にござひますし、今こういった部分を無料化するかしないとか、

そういった部分につきましては、やはり第9次総合計画の中で令和6年度までの時限立法という形になっておりまして、今の言ったような部分も含めて、そういった事業が全体的に有効なのか、必要なのか、効果があるのかといった部分を含めて検証した中で、今後、全体の中で考え方を決めていきたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 隣と比較するのではなくて、市長は日本一のということを言っていますので、やっぱり日本一だったら、一番の奈義町を手本にしてと思っております。そういうことで、言いたいことはよく分かりますが、ひとつよろしく願います。

この件は終わってよろしいですか。

◎議長（武田悌一氏） この件はもう質問終了ということでよろしいですね。

◎2番（浅尾三吉氏） はい。

◎議長（武田悌一氏） それでは、次に学校教育について答弁願います。

教育次長。

◎教育次長（阿部文靖氏） 私のほうから、児童生徒への新型コロナウイルス感染症の影響についての中で、学習についての影響、それと不登校等の状況、それからマスクの対応について答弁させていただきたいと思えます。

まず、学習への影響についてでございますけれども、令和4年度の新型コロナウイルス感染症の学習対策につきましては、北海道教育委員会が定めるルールを基本にしつつ、タブレット学習、それから夏季、冬季の休業の活用、行事の見直し、授業日課の見直しなどによりまして、文部科学省が示す標準時数を確保したとともに、コロナが蔓延したこの過去2年間の経験を生かしながら、可能な限り年度計画を実践しまして、児童生徒の学びの機会を確保するよう努めてきたところでございます。特にタブレットによるオンライン学習につきましては、回数を重ねるごとに通常授業に近い学びを教職員、保護者、それと児童生徒等の協力の下、実践できたものと学校より報告を得ているところでございます。

また、長期休業明けの児童生徒については、心身ともに不安定な状況になる傾向がありますので、その対策としまして、夏季休業、それから冬季休業前後に校長会等を通してまして指導を徹底するよう示達しておるほか、また、部活動だとか、そういった方々、担当顧問による児童生徒の状況報告、それから定期的にスクールカウンセラー等の連携を図りながら、児童生徒の変化にも気を配りながら学びに集中できるようサポートしてきております。

学力におきましては、前段申し上げましたとおり、必要な学習時間は確保しているとともに、そのほか三笠ならではのTT授業や、それから習熟度別にクラスを分けた授業、それから専科による授業、放課後学習、家庭学習の定着指導などによりまして、コロナ禍であっても児童生徒の学力定着に努めてまいりました。

また、全国標準学力検査の結果を分析しておりますけれども、学年や科目によりまし

て全国平均を上下している状況はコロナ前と変わらないということで、学力の定着については、コロナの影響というよりは、日常的な基礎・基本の定着、それから学習時間の確保、そのための生活指導を徹底すべきものとして教育委員会としては判断しているところでございます。

続きまして、不登校の状況でございます。

まず、現在の小中学校における長期欠席者の中で、新型コロナウイルス感染症に起因した長期欠席者はいないものということで学校より報告を得ております。

ただ、長期欠席している児童生徒の対応についてでございますけれども、常に学校と御家庭、それから必要に応じて教育委員会も入り連携を図っておりますが、家庭環境や児童生徒の状況によりましては、福祉事務所、また、児童相談所等とも連携しまして、その対応についてケース会議等を開催しながら進めているところでございます。

長期欠席者、不登校につきましては、一度学校に来られないと改善しにくくなっていくという傾向がありますが、最近の事例でいきますと、例えばタブレットのオンライン学習、テレビ電話みたいなものでございますけれども、顔を合わせた学校との対応によりまして自信を取り戻して学校へ登校できるようになったケースや、また、市で政策的に実施しております学習塾の未来塾に参加することで、学習意欲や仲間と学ぶ自信を取り戻しまして登校できるようになったケースも出てきておりますので、今後においても個別最適な方法を模索しながら対応していきたいと思っております。

それから、マスクの緩和の対応ということでございますけれども、マスク着用の対応についてでございますが、報道等でも承知していることと思っておりますが、卒業式の取扱いにつきましては、北海道教育委員会の通知により、児童生徒、教職員は不要、それから保護者等は必要としたルールに基づき対応してまいります。

新学期以降につきましては、今後、文科省、それから道教委より通知されることになっておりますので、三笠の地域事情も踏まえながら、そのルールに基づき、かつ強制的にならないよう配慮もしながら対応を図ってまいります。特に個別の判断に対しまして、お互いに、つけるつけないの差別や、いじめにつながらないように、新学期当初からも、保護者も含め指導を徹底していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 学力への影響はそんなにないということで捉えましたが、三笠市ではコロナ禍の間に小学校でも専科授業が始まったということでしたけれども、三笠市の小学校での専科というのはどのような状況なのですか。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（阿部文靖氏） 学校によって変わりますが、例えば三笠小学校であれば理科を専科にさせていただいております。それと、岡山小学校におきましては、専科というよりは、中学校の教師が小学校に入り込みまして小学校の先生と一緒に授業を

行っていくという共同の授業だとか、そういったことで専門的に、例えば最近であれば英語だとか、そういったことはやらせていただいております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） なかなか専科というのは学力を上げる上では大変優れた方法だと思っておりますので、ぜひ積極的に進めていってほしいと思っております。岩見沢のほうの私の知っている教員のいる学校では、理科のほか、音楽、体育、あともう1教科あったかな。何かそれも専科になっているということで、なかなかきちっとそういう面ではある程度考えてやっているかなと思っております。三笠市でも取り入れられるところは取り入れてやってもらいたいと思っております。

学力についても、教師のほうも、ちょっと私もネットで調べたら、研究所のほうで学校の先生に対するいろんな研修もやられているようで、特に学力の関係よりも地域科のことが載っていましたがけれども、大変いい取組だと思って、その中でも三笠市の教員がまた中心になって頑張っているところが大変私も評価しております。とにかく学力というのは、どうしても学校ですので一番、今、次長が言われたように基礎・基本というのを大事にしているというところで、そこが一番私も大事だと思いますので、様々、タブレットとかいろんなものを使うのですけれども、基礎・基本というところで力を入れて、その方向でぜひ指導していってほしいと思っています。

あと、不登校の児童生徒についてですけれども、何人かいらっしゃるようだけれども、この新型コロナウイルス感染症の影響についての不登校はいないということで押さえていいですね。

いろんな報道を見ても、今回のコロナ禍の中で子供が影響を受けていろんな問題が増えているような報道がありますけれども、今お聞きしたら、ある程度対応はしているようですので。また、本当にマスクへの対応についても、今回これから配られるチラシを見ましたけれども、差別がないようにというようなのを含めて、前にもコロナ禍に対するいろんな状況について、三笠市で宣言は出さなかったのですけれども、かなりしつこく広報にも載せていただいて、本当にそういう差別は起こさないとか、学校でいじめにつながるようなことを起こさないということで、ぜひ指導を強めていって、しっかりその辺は対応していただければと思います。

私のほうからは以上ですけれども、最後にちょっと、先ほど言い忘れてしまったのですけれども、何回もしつこくどの私の質問でも言っているのですけれども、もっと知らせるということで、奈義町のホームページを見て気がついたのですけれども、また三笠と比べて気がついて、三笠のふるさと納税の紹介のページがとても魅力的でした。ちょっと関係ないようですけれども、子育ての支援の書き方も、あのように1行で説明してから次のページに行くような、簡単に紙おむつ何とか何とかと書いて、この制度はこっちではなくて、何歳からどんなようなことで紙おむつを対応していますというよう

な1行あって、それから次に飛ぶような形がとってもいいなと思いました。このふるさと納税の商品名、40品目近くありますけれども、どれもこれも魅力的な紹介の仕方があって、すぐクリックしたくなるような、ああいうような紹介の仕方はあるのかなと思ひまして、ぜひ様々な三笠の子育て、それから学校も今言ったとおり教育に対しても岡山方面では中学校の先生が来たりして、教育面でも大変優れたところがたくさんあるので、そういう面も含めて、しっかりと子育て、それから教育について三笠もうんと発信して、本当に首相とまで言わないでも知事が必ず、レストランは来ていますけれども、そういう面でまた訪問して視察しに来るような、そういう三笠市になればと思っております。ぜひよろしくをお願いします。

私の質問は、以上で終わります。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、浅尾議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のあった質問は終了しました。

---

**◎日程第11 議案第1号から議案第23号までについて（特別委員会付託）**

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の11 議案第1号から議案第23号までについてを一括議題とします。

日程の7から9までの議事を継続し、一括して質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第23号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第1号から議案第23号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、配付した一覧表のとおり9人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました9人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

---

### ◎休 会 の 議 決

---

◎議長（武田悌一氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、3月10日から3月15日までの6日間、休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

3月10日から3月15日までの6日間を休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

---

### ◎散 会 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員